

「第330回 判例・事例研究会」

免責条項と消費者契約法

日 時	令和2年3月18日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 坂 真 理 子

【判例】

事件の表示	さいたま地方裁判所 平成30年(ワ)第1642号 免責条項等使用差止請求事件 (令和2年2月5日 判決)
事案の概要	<p>消費者契約法所定の適格消費者団体である原告が、ポータルサイト「モバゲー」の会員規約について、消費者契約法8条1項3項所定事由に該当する条項を含むとして、当該規約条項を含む契約の申込み・承諾の意思表示の停止等を求めた事案</p> <p>7条(モバゲー会員規約の違反等について)</p> <p>1 モバゲー会員が以下の各号に該当した場合、当社は、当社の定める期間、本サービスの利用を認めないこと、又は、モバゲー会員の会員資格を取り消すことができるものとします。ただし、この場合も当社が受領した料金を返還しません。</p> <p>a 会員登録申込みの際の個人情報登録、及びモバゲー会員となった後の個人情報変更において、その内容に虚偽や不正があった場合、または重複した会員登録があった場合</p> <p>b 本サービスを利用せずに1年以上が経過した場合</p> <p>c 他のモバゲー会員に不当に迷惑をかけたと当社が判断した場合</p> <p>d 本規約及び個別規約に違反した場合</p>

e その他、モバゲー会員として不適切であると当社が判断した場合
2 当社が会員資格を取り消したモバゲー会員は再入会することはできません。

③ 当社の措置によりモバゲー会員に損害が生じても、当社は、一切損害を賠償しません。

12条(当社の責任)

4 本規約において当社の責任について規定していない場合で、当社の責めに帰すべき事由によりモバゲー会員に損害が生じた場合、当社は、1万円を上限として賠償します。

5 当社は、当社の故意または重大な過失によりモバゲー会員に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

<主たる争点>

規約7条3項は、消費者契約法8条1項1号・3号に抵触するか

<関連条文>

●消費者契約法第3条(事業者及び消費者の努力)

1 事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。

●消費者契約法第8条(事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効)

1 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項

二 省略

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項

四～ 省略

判決の要旨	<ul style="list-style-type: none">▪ 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、当該条項につき、解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残ることがないように努めなければならないというべきである。▪ 差止請求の対象とされた条項の文言から読み取ることができる意味内容が、著しく明確性を欠き、契約の履行などの場面においては複数の解釈の可能性が認められる場合において、事業者が当該条項につき自己に有利な解釈に依拠して運用していることがうかがわれるなど、当該条項が免責条項などの不当条項として機能することになると認められるときは、消費者契約法 12 条 3 項の適用上、当該条項は不当条項に該当すると解することが相当である。▪ 規約 7 条 1 項 c, e の規定から読み取ることができる意味内容は、著しく明確性を欠き、複数の解釈の可能性が認められる▪ その文言から読み取ることができる意味内容が、著しく明確性を欠き、契約の履行などの場面においては複数の解釈の可能性が認められるところ、被告は、当該条項につき自己に有利な解釈に依拠して運用していることがうかがわれ、それにより、消費者契約法 12 条 3 項が、免責条項として機能することになると認められる。▪ 消費者契約法 12 条 3 項の適用上、本件規約 7 条 3 項は、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除」する条項に当たり、また、「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除」する条項に当たるから、同法 8 条 1 項 1 号及び 3 号の各前段に該当するというべきである。
-------	---